

令和7年第2回蔵王町農業委員会総会議事録

第2回蔵王町農業委員会総会は、令和7年2月25日蔵王町役場大会議室に招集された。

出席した農業委員は次のとおりである。

1番 阿部 枝 織	2番 平 間 拓 也	4番 勅使瓦 幸 一
5番 我 妻 壮 一	6番 村 上 利 雄	7番 杉 山 由美子
8番 平 間 栄	9番 山 家 一 彦	

計8名

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

1番 三 沢 敏 朗	2番 我 妻 敬一郎	3番 齋 藤 秀 俊
4番 村 上 智 彦	5番 大 和 憲 男	6番 伊 藤 政 美
7番 平 間 昭 男	8番 鈴 木 好 和	9番 大 谷 啓 一
10番 川 村 富士男	11番 佐 藤 勝 浩	12番 佐 藤 雄 一

計12名

欠席した農業委員は次のとおりである。

3番 相 澤 国 弘

欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

13番 伊 藤 杜 夫

事務局職員は次のとおりである。

事務局長 山 家 信 行
書 記 齋 藤 真 澄

本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 報告事項1 令和6年第11回、第12回及び令和7年第1回蔵王町農業委員会総会議案書の一部訂正について
- 日程第3 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（参与制限）
- 日程第4 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて
- 日程第6 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて（参与制限）
- 日程第7 第5号議案 非農地証明について
- 日程第8 第6号議案 蔵王町農業委員会規程の一部改正について
- 日程第9 第7号議案 地域計画（案）について

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、農業委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第2回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。

(午後1時30分)

議	長	これより会議を開きます。
議	長	只今の出席委員は農業委員8名、推進委員12名であります。3番相澤国弘委員、13番伊藤杜夫推進委員は欠席の連絡がありました。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより令和7年第2回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。
議	長	本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。
議	長	日程第1議事録署名委員の指名を行います。 本日の議事録指名委員は、会議規則第27条第3項の規定により、議長が2名指名することにご異議ございませんか。 [異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって、1番阿部枝織委員、2番平間拓也委員の2名を指名いたします。
議	長	日程第2報告事項1「令和6年第11回、第12回及び令和7年第1回蔵王町農業委員会総会議案書の一部訂正について」を議題といたします。 事務局に説明をさせます。
事務局	長	[事務局長朗読により説明] ※担当者より補足説明
議	長	報告が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。
8番委員		現況が田であるということで、畑と勘違いしたということですが、2ページの下（利用権設定を受ける者の経営状況）の田が前回までは32, 522㎡で、一番下は21, 153㎡になっているのはなぜか。田が増えて畑が減っている。逆になっているのではないか。
事務局		2ページの利用権設定を受ける者の経営状況の耕作地についてのことでしょうか。再度、計算し直してあとで正確な数字に改めたいと思います。 申し訳ございませんでした。
議	長	計算し直して後で報告して下さい。
議	長	他に質問はございませんか。 [なしの声あり]
議	長	質問がございませんので、日程第2報告事項1を終わります。
議	長	次の日程第3第1号議案は、議事参与の制限がございます。議長を務める私が退席となりますので、退席している間、会議規則第5条第2項の規定により、職務代理者に議長をお願いします。 
職務代理者		会長が退席している間、代わって議長を務めさせていただきます。よろしく

		お願いします。
議	長	それでは「農地法第3条の規定による許可申請について（参与制限）」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局	長	説明の前に今回の案件につきましては、親子間の贈与であり、なおかつ、これまでの経営形態が一切、変わるものではないため、営農計画の説明は省略させていただくものであることをご理解願います。（以前に同様のケースがあった時に営農計画などの説明は省略していましたことを申し添えます。）なお、各種調査がきた際には、例えば「新規就農者の数」や「新規取得面積」などには計上するものであります。
事務局	長	[事務局長朗読により説明]
事務局	長	（説明後に）なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。判断基準等、詳細につきましては、別紙調査書のとおりであります。また、現況等につきましては、4名の委員により現地調査済みであります。
議	長	それでは、現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。
		[2番委員により現況報告]
議	長	説明と報告が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。
		[なしの声あり]
議	長	質問がございませんので、採決いたします。日程第3第1号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
		[異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって第1号議案は原案のとおり承認されました。
		■■■■■の入場を許可し、議長の任を会長に返します。■■■■■
議	長	日程第4第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局	長	[事務局長朗読により説明]
事務局	長	（説明後に）なお、今回の申請は、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。農地区分については、議案書のとおりであります。判断基準等、詳細につきましては、別紙調査書のとおりであります。また、現況等につきましては、4名の委員により現地調査済みであります。
議	長	それでは、現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。
		[2番委員により現況報告]
議	長	説明と報告が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。
4番委員		総括表の項目についてですが、先ほど事務局からの説明ですと「その他」に太陽光発電設備が含まれています。今まではそうでありましたが、今回も含めまして約7割が太陽光発電設備になってきています。そうであれ

		ば、「その他」ではなく、「太陽光発電設備」の項目として一つ入れた方が分かりやすいと思います。併せて気になっていたことが昨年、私なりに調査してみましたが、10件の申請があつて筆数で19件あります。申請の中の約7割近くがそうになっていますので、これからこういったことがかなり多くなっていると思うので太陽光発電設備についても単価も含め、皆で調べるなり、また記載してもらった方が分かりやすいと思ったものですからそのようにして頂きたいと思ってます。
事務局 議長	議長	分かりました。そのようにしたいと思います。
8番 委員		事務局では事業規模が分かりません。
事務局 議長		売買価格は2か所ありますがいくらでしょうか。
8番 委員		[回答]
		もう一つですが、番号6番が「贈与」になっています。3名に贈与となっていますが、どのような経緯でこうなったのか。3件建てるわけではないと思いますが。
事務局 議長		[回答]
議長	議長	他に質問はございませんか。
		[なしの声あり]
議長	議長	質問がございませんので、採決いたします。日程第4第2号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
		[異議なしの声あり]
議長	議長	異議なしと認めます。よって第2号議案は原案のとおり承認されました。
議長	議長	日程第5第3号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局 議長		[事務局長朗読により説明]
事務局 議長		(説明後に) なお、今回の各申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。また、詳細につきましては、別紙調査書のとおりであります。
議長	議長	説明が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。
4番 委員		確認しておきたいことがあります。賃借料の件で金額のことですが、10年間であったら10年間、「一年にいくら」と決まっていますが、昨年のように米価がかなり上がっている時に、全面積又は10a当たり「玄米何kg」となっていますが、それが契約通りではなく、少なかったという相談がありました。それで困ってしまい10年契約でまだ5年目とのことです。前の年が60kgの契約が45kgになって、今年は30kgになったという相談です。つまり「これは契約違反ではないか」という相談でした。ただ、農業委員会の承認を得て農地の貸し借りをしています。農業経営基盤強化促進法に罰則規定があるわけではないので、そういう事例に対して

		農業委員会として指導してもらえないものなのか。そのような相談があり、困ってしまいました。相談者は「来年になるともっと減らされるのではないか」と心配しているようです。まだ期間中ですので中途解約した場合、他の方に耕作をお願いするわけにもいかないという地権者の話しであります。
議 長		農業委員会では、「この約束で」ということで承認しています。
4 番 委 員		ですので、「どうすればいいのか」ということです。「10年間なら10年間、同じでなければならぬではないか」というのが相談者の話しです。ところが毎年、減らされてきています。そういう場合は、どうすればいいのでしょうか。
事 務 局 長		契約した内容で履行するのが当然のことだと考えます。
8 番 委 員		話し合いでお互い良ければいいのですが、契約上は良くないと思います。
4 番 委 員		農業委員会では仲裁に入ってもらえるのか。そこまで踏み込んでいいものなのでしょうか。
議 長		そういう内容で承認しているため、きちんと履行してもらわなければならないと思います。
事 務 局		農業委員会としては「仲介」があり、トラブルがあった時の対応はあります。
4 番 委 員		相談を聞いた限りでは、契約違反なので、まだ期間（利用権の設定期間内）が残っているのものですから、これはそのまま契約内容を継続してもらわないといけないということで「仲裁は農業委員会ですしますので、農業委員会に相談してもいいのではないかと話してもいいですか。
事 務 局		まず始めに「民・民」で話し合いをして、それでも解決しない時に対応するようになると考えられます。
4 番 委 員		ですから解決しないので言っています。私はそのように言います。私は中に入りませんから。おそらく今後、こういった問題が出てきます。米が高くなったり、安くなったりした場合に。
議 長		通常はこういったことはないと思います。
8 番 委 員		よろしいですか。やはり相対でお互いに話しをして納得している方はいます。「確定申告で自家消費額をいくらでみるか」と。米価が急激に変わる可能性があるので、話し合いで決めるしかありません。
事 務 局		利用権設定での貸し借りというのは、令和7年度からは地域計画が始まりまると廃止になります。そうしますと公社を介して三者での契約方法に変わっていきますが、やはり今まで物納で契約した場合に、例えば古米を渡されるといったケースなどのトラブルがあったということで、公社の方では金納のみの取り扱いにすることになったと伺っています。ただし、契約内容は相対で決めています。例えば金納に変えることも考えられると思います。

議	長	なんとか頼んで作ってもらっているのですが、なかなか言えない地権者もいると思います。
4 番 委 員		分かりました。確認しておきたいことがありましたのでそういう話題を出しました。
議	長	他に質問はございませんか。
		[なしの声あり]
議	長	質問がございませんので、採決いたします。日程第5第3号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
		[異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって第3号議案は原案のとおり承認されました。
議	長	次の日程第6第4号議案は、議事参与の制限がございます。今回の議案は複数の委員が該当しております。はじめに[]委員、[]推進委員の退席を求めます。([]委員、[]推進委員退席)
議	長	日程第6第4号議案、番号13番、5番「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて(参与制限)」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事 務 局 長		[事務局長朗読により説明]
事 務 局 長		(説明後に)なお、今回の各申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。また、詳細につきましては、別紙調査書のとおりであります。
議	長	説明が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。
		[なしの声あり]
議	長	質問がございませんので、採決いたします。日程第6第4号議案、番号13番、5番は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
		[異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって第4号議案、番号13番、5番は原案のとおり承認されました。[]委員、[]推進委員の入場を許可します。([]委員、[]推進委員入場)
議	長	次の日程第6第4号議案、番号14番は、議事参与の制限がございます。議長を務める私が退席となりますので、退席している間、会議規則第5条第2項の規定により、職務代理者に議長をお願いします。[]
職 務 代 理 者		会長が退席している間、代わって議長を務めさせていただきます。よろしくお願いします。
議	長	日程第6第4号議案、番号14番「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて(参与制限)」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事 務 局 長		[事務局長朗読により説明]

事 務 局 長	（説明後に）なお、今回の各申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。また、詳細につきましては、別紙調査書のとおりであります。
議 長	説明が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。 [なしの声あり]
議 長	質問がございませんので、採決いたします。日程第6第4号議案、番号14番は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。 [異議なしの声あり]
議 長	異議なしと認めます。よって第4号議案、番号14番は原案のとおり承認されました。■■■■■の入場を許可し、議長の任を会長に返します。 ■■■■■
議 長	日程第7第5号議案「非農地証明について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事 務 局 長	[事務局長朗読により説明]
事 務 局 長	（説明後に）現況につきましては、4名の委員により現地確認済であります。
議 長	それでは、現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。 [2番委員により現況報告]
議 長	説明と報告が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。 [なしの声あり]
議 長	質問がございませんので、採決いたします。日程第7第5号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。 [異議なしの声あり]
議 長	異議なしと認めます。よって第5号議案は原案のとおり承認されました。
議 長	日程第8第6号議案「蔵王町農業委員会規程の一部改正について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
議 長	説明が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。
4 番 委 員	規程の一部改正の資料が届いた時に気になりましたのが、新旧対照表を見ますと参事と副参事が追加になっています。最初に見た時に「事務局職員を増員するのだろうか」と思いました。前々から増員をお願いしているものですから、増えた場合にどうするのかと思っていたところ、この資料が届いたので、もしかしてそれを適用するのかと思っていましたが、人数を増やすので改正するわけではないのでしょうか。
議 長	これについては、今年の4月に退職した職員が、退職が61歳になりました。2年後に62になって、また2年後になってと。将来的には65までいくわけです。定年が65になるのですが、60歳で役職定年になるので、つまり60歳で役職定年になった人が参事や副参事になることではないかと思います。

4 番 委 員	一般的に参事というのは、事務方のトップなんです。そして、また執行権までもっています。そこまで権限をもたせていいのかということが気になりました。しかし、そういうことではなく、定年になった方なり定年延長が終わった方がもう一度、再雇用になった場合のポストだった。
事 務 局 長	再雇用ではなく、定年延長であります。役職がなくなります。つまり管理職でなくなるということです。60歳から65歳までの残りの5年間分は管理職としてではなく、職員として普通に勤務します。ですからその時のポストとして「参事と副参事がありますよ」ということであります。
議 長	課長ポストがなくて、課長級にするということで参事になっている方もいる。
事 務 局 長	役職というものはなかなか難しい部分があります。ただし、他の部署ではこのようにしています。本来であれば昨年うちにこのようにしておくべきでしたが今回になりました。本当は3月総会で提案しようと考えていましたが、なるべく早く他の部署と同じ状況にしておき、4月からスタートできるようにしたいと考えました。可能であればそういう方を配置していただきたいと思っています。
議 長	町長と会いまして、現在、1名欠員になっていますので、お願いしてきました。ただ、「今年度中は難しい」とうことで、「2名で3月いっぱいまでは頑張ってもらいたい」ということでした。農業委員会は、町長部局とは別ですので、今回、議決を求めるものであります。
議 長	他に質問はございませんか。 [なしの声あり]
議 長	質問がございませんので、採決いたします。日程第8第6号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。 [異議なしの声あり]
議 長	異議なしと認めます。よって第6号議案は原案のとおり承認されました。
議 長	日程第9第7号議案「地域計画（案）について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事 務 局	（事務局担当者朗読により説明） ※農林観光課（担当者）より詳細説明
議 長	説明が終わりましたので、意見を求めます。事前に資料を配付させていただいておりますので、一通りご覧になっていると思います。ご意見がありましたらよろしくお願いします。
4 番 委 員	話し合いの結果、こういう形になったということですが、今まで2回話し合いをしました。私は、3年くらい前から「地域計画を作らなければならない」ということで、最終的には「7年3月末までに地域計画をつくらなければならない」といういうことを心配していました。そうした中でも「よくできたな」と思い感心しました。ただ、2回目の話し合いで「本当

	にこれでいいのか」と思いました。併せて向山地区の圃場整備を進めたいことも載っています。その件について、是非、町としてもその地域を重点的に後押しする必要があるのではないかと思います。その辺をどう考えているのか。
農 林 観 光 課	地域計画の策定については、地域の農業の維持発展をしていくためのスタートになる計画であります。この計画を今後、実行し、評価し、改善し、再計画していくものであります。地図についても今回提示しているものが完成形ではありません。今は「現状」で示しており、話し合いをするきっかけになる地図であります。これで完成いうものではありません。 2点目の■■■■の■■■■については、県営事業になっているところであります。また、■■■■の申請については、要件が少し厳しくなりました。7年度、8年度は現地の測量を実施して地図を作成し、その地図や計画を県に提出する予定であります。
4 番 委 員	地域計画について、「2回の話し合いで足りないのではないか」というのはどうしてかといえ、一番は、「その地域の人たちの10年後はどうあるべきか」という話し合いは何回やってもいいと思っています。県南地域を振り返ってみますと、七ヶ宿は2年前にはできています。さらに再調査ということで次の段階に進んでいます。白石は越河地区を中心にやっているようですけれども、それも1年前にできています。大河原地区についても圃場整備3か所。その圃場整備を中心に地域計画を作ってやっている。柴田町も圃場整備を3か所実施して、そのうちの2か所は出来ている。それを中心に担い手への集積を図っている。そこで「蔵王町の場合、どうなっているのか」ということです。他の地区はどんどん進んでいるのに。せめて向山地区だけでも本気になってやるべきではないかと思います。始まって認可になっても実際に工事をするとなると10年がかかります。ですので、話し合いを基にやらなければならないものだと思います。
農 林 観 光 課	白石と七ヶ宿の地域計画について、先行してできあがっているのは、モデル事業の指定を受けて策定しています。他の市町も初めての試みということで、道筋が分かるように先行して実施したものであります。宮城県の後押しを頂きながら1年くらい前倒しで策定しているものであります。我々の「事例」として道標になっていると思います。ですのでモデル事業で実施しているため、早く策定しているものであります。他の自治体のほとんどは今年度に策定します。今回は、「目標地図を作成する」というのが主な目的であります。
4 番 委 員	要望としては、他の地区に遅れをとらないように進めてもらいたいということでもあります。
議 長	実際に説明会を実施して何が一番必要であったか。
農 林 観 光 課	アンケート調査を実施しましたが、回収率は6から7割くらいの回答で

		ありました。できればもう少し多く回答していただき「どのように考えているのか」などの情報収集ができればよかったと思います。小さくやっている人が普段、どう思いながら農業をやっているのかなどをアンケートとして。今回は、水田を中心にアンケート調査を実施しましたが、果樹農家などからもアンケート調査を行いながら将来、具体的に「この地域はどのようにしてくのか」という情報が必要ですので、回収率を上げたいと思っています。農業委員会とアンケートについては、一緒にやっていきますが、その回収についてお力添えをいただきたいと思いますと思っています。
議	長	はい。分かりました。
5 番 委 員		[圃場整備の現在の状況について説明]
議	長	他にご意見はございませんか。 [なしの声あり]
議	長	他に意見がございませんので採決いたします。日程第9第7号議案「地域計画（案）について」は、蔵王町長からの照会に対して、只今の審議の結果により、「可の意見」として回答することに決してご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議	長	異議なしと認めます。よって第7号議案は、「可の意見」として回答することに決しました。どうもありがとうございました。
議	長	報告事項1について、事務局より報告があります。
事 務 局		[修正内容を報告]
議	長	以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なご審議に感謝申し上げます。(午後3時11分)

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

令和 7 年 2 月 26 日

議長

山家 一彦

1 番

阿部 枝織

2 番

平岡 拓也